

財 産 目 録

令和6年3月31日 現在

1:【法人合計】

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金	十八親和銀行小値賀支店	—	運転資金として	—	—	75,029,786
事業未収金	事業未収金	—	介護報酬2月、3月分	—	—	47,105,395
前払金	前払金	—	火災保険他	—	—	4,109,322
流動資産合計						126,244,503
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地						
	養寿園 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷1756番2	—	第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホーム養寿園等に使用している	—	—	27,939,903
	G H暖家 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2698番1	—	第2種社会福祉事業である、グループホーム暖家に使用している	—	—	14,403,753
小計						42,343,656
建物						
	養寿園 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷1756番地2	1989年度	第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホーム養寿園等に使用している	324,242,381	259,783,600	64,458,781
	養寿園増築棟 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷1756番地3	2017年度	第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホーム養寿園等に使用している	486,367,200	96,649,885	389,717,315
	G H暖家 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2698番地1	2008年度	第2種社会福祉事業である、グループホーム暖家に使用している	59,246,000	25,318,800	33,927,200
小計						488,103,296
建物付属設備	グループホーム電気設備他		G H暖家、養寿園に使用	73,553,000	54,413,980	19,139,020
基本財産合計						549,585,972
(2) その他の固定資産						
土地						
	長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2385番地1	—	職員宿舎に使用	—	—	2,000,000
建物						
	長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2385番地1	2022年度	職員宿舎に使用	78,650,000	3,872,916	74,777,084
構築物	舗装路面、フェンス他	—	G H暖家で使用している	7,402,000	7,401,997	3
機械及び装置	養寿園空調設備	—	養寿園で使用している	18,036,390	17,958,969	77,421
車輛運搬具	ニッサンワンボックス他	—	利用者送迎用	8,390,892	8,187,762	203,130
器具及び備品	ベッド、車椅子他	—	施設利用のための器具備品	58,054,497	44,813,966	13,240,531
有形リース資産	介護保険システム機器一式	—	養寿園で使用している	5,643,000	3,950,100	1,692,900
ソフトウェア	栄養・給食管理ソフト	—	養寿園で使用している	160,000	160,000	0
人件費積立資産	十八親和銀行小値賀支店	—	人件費の目的のために積立している定期預金	—	—	30,000,000
修繕費積立資産	十八親和銀行小値賀支店	—	修繕費の目的のために積立している定期預金	—	—	45,000,000
施設建替資金積立資産	十八親和銀行小値賀支店	—	将来の施設建替の目的のために積立している定期預金	—	—	60,570,000
その他の固定資産合計						227,561,069
固定資産合計						777,147,041
資産合計						903,391,544
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	3月分物品購入	—		—	—	13,301,799
備資金借入金	1年以内返済予定設 備資金借入金	—		—	—	20,539,624
リース債務	1年以内返済予定 介護保険システム機器一式	—		—	—	1,128,600
職員預り金	徴収税等	—		—	—	575,259
賞与引当金	職員賞与に係る引当金	—		—	—	13,690,000
流動負債合計						49,235,282
2 固定負債						
設備資金借入金	十八親和銀行小値賀支店	—		—	—	13,773,134
リース債務	介護保険システム機器一式	—		—	—	564,300
固定負債合計						14,337,434
負債合計						63,572,716
差引純資産						839,818,828

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を用いて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
- ・なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- ・また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。